

膨張した充電式電池などの回収場所を増設 ~火災事故防止と利便性向上を図る取組を推進~

と き 令和7年11月1日(土)から

H P https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/gomi/oshirase/boutyoubattery.html

区は1日から、膨張した充電式電池などの回収場所を増設する。区内4か所のリサイクルセンターおよび資源循環センターで 常時回収を行う。

これまで、家庭から出る膨張した充電式電池などを処分する場合は、区内2か所の清掃事務所に持参するか、不燃ごみの収集日に作業員に直接手渡しする必要があった。

リチウムイオン電池などの充電式電池を原因とする火災が全国的に問題となっていることに加え、膨張した充電式電池の処分に関する問合せが増加している。これを受けて、火災事故防止と区民の利便性向上を図るため、回収場所を増設する。



【膨張した充電式電池を含む製品】

【概要】

- ① 開始日
 - 令和7年11月1日(十)
- ② 対象品目
 - 家庭から出る、膨張した充電式電池および膨張した充電式電池を含む製品 ※ 電極が露出している場合は、テープなどを貼り絶縁してください。
- ③ 增設場所
 - 区内4か所のリサイクルセンターおよび練馬区資源循環センター
- ④ 回収場所一覧

回収施設	住所
関町リサイクルセンター※	関町北1丁目7番14号
春日町リサイクルセンター※	春日町2丁目14番16号
豊玉リサイクルセンター※	豊玉上2丁目22番15号
大泉リサイクルセンター※	大泉学園町1丁目34番10号
練馬区資源循環センター※	谷原1丁目2番20号
練馬清掃事務所	豊玉上2丁目22番15号
石神井清掃事務所	上石神井3丁目34番25号

※ 増設箇所

各施設の詳細は、区ホームページをご参照ください。

【これまでの取組】

区は、充電式電池の出し方について、原則、一般社団法人 J B R C が行う拠点回収を案内している。 一般社団法人 J B R C が回収対象としていない充電式電池や充電式電池を含む製品は、不燃ごみとして 収集している。

より安全な収集体制を整えるため、以下のような取組を進めている。

- ・令和4年 4月 圧縮を行わない車両による不燃ごみ収集を開始
- ・令和4年10月 収集した充電式電池などの資源化を開始
- ・令和4年11月 モバイルバッテリー、電子たばこおよび加熱式たばこを他の不燃ごみと別袋で収集
- ・令和7年 4月 全ての充電式電池を含む製品を他の不燃ごみと別袋で収集

【問合せ】 練馬区 清掃リサイクル課 清掃事業係 電話 03-5984-1059